

別表六の二（二十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第68条の15の6第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合に限ります。）において、措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第68条の15の2第2項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「5」、「10」、「21」及び「26」の各欄は、措置法第68条の15の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。